

ご遺族の方へ

令和7年度版



ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

藤枝市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、ガイドブックを作成いたしました。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、このガイドブックが、ご遺族の皆様にとって、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

また、「ご遺族手続き支援コーナー」では、ご遺族の方のご負担が少なくなるよう、市役所での死亡届後の手続きにつきまして、申請書の作成、各種手続きなどがまとめてご案内できるようお手伝いをさせていただきます。

どうぞご利用ください。

藤枝市

MEMO

もくじ

ご遺族の1年間の手続き	P03
市役所での手続き一覧表	P05
庁舎案内図	P08
市役所での主な手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P09
2. 国民健康保険の手続き	P10
3. 後期高齢者医療制度の手続き	P11
4. 年金の手続き	P12
5. 介護保険の手続き	P13
6. 障害福祉の手続き	P13
7. 税の手続き	P14
8. 亡くなられた方に児童がいる場合の手続き	P17
9. 農業関係の手続き	P18
10. 森林の手続き	P18
11. 水道・下水道の手続き	P19
12. 住宅関係の手続き	P20
13. 犬猫の手続き	P21
14. 図書館の手続き	P21
各種相談窓口	P22
市役所以外での主な手続き一覧表	P23
その他の主な手続き	P24
ご遺族手続き支援コーナーのご案内	P33
死亡届後の手続きに関するよくある質問	P35

ご遺族の1年間の手続き

	3カ月以内	4カ月以内
届出・手続	○ 相続放棄・限定承認 (27ページ参照) ○ 相続財産調査 ○ 相続人調査 ○ 遺言調査・遺言書の検認 (26ページ参照) ○ 公共料金等の手続き (23ページ参照) ○ 健康保険・世帯主変更 ○ 死亡届等	
税金		○ 所得税の 準確定申告 (27ページ参照)

10カ月以内

○ 払戻・解約・名義変更等
○ 遺産分割協議(27ページ参照)

○ 相続税の申告(27ページ参照)

1年以内

○ 遺留分侵害額請求

藤枝市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

〈次ページ〜〉

藤枝市で必要な
手続きの一覧

〈9ページ〜〉

必要な手続きの
詳細について

〈23ページ〜〉

藤枝市以外で
必要な手続きの一覧

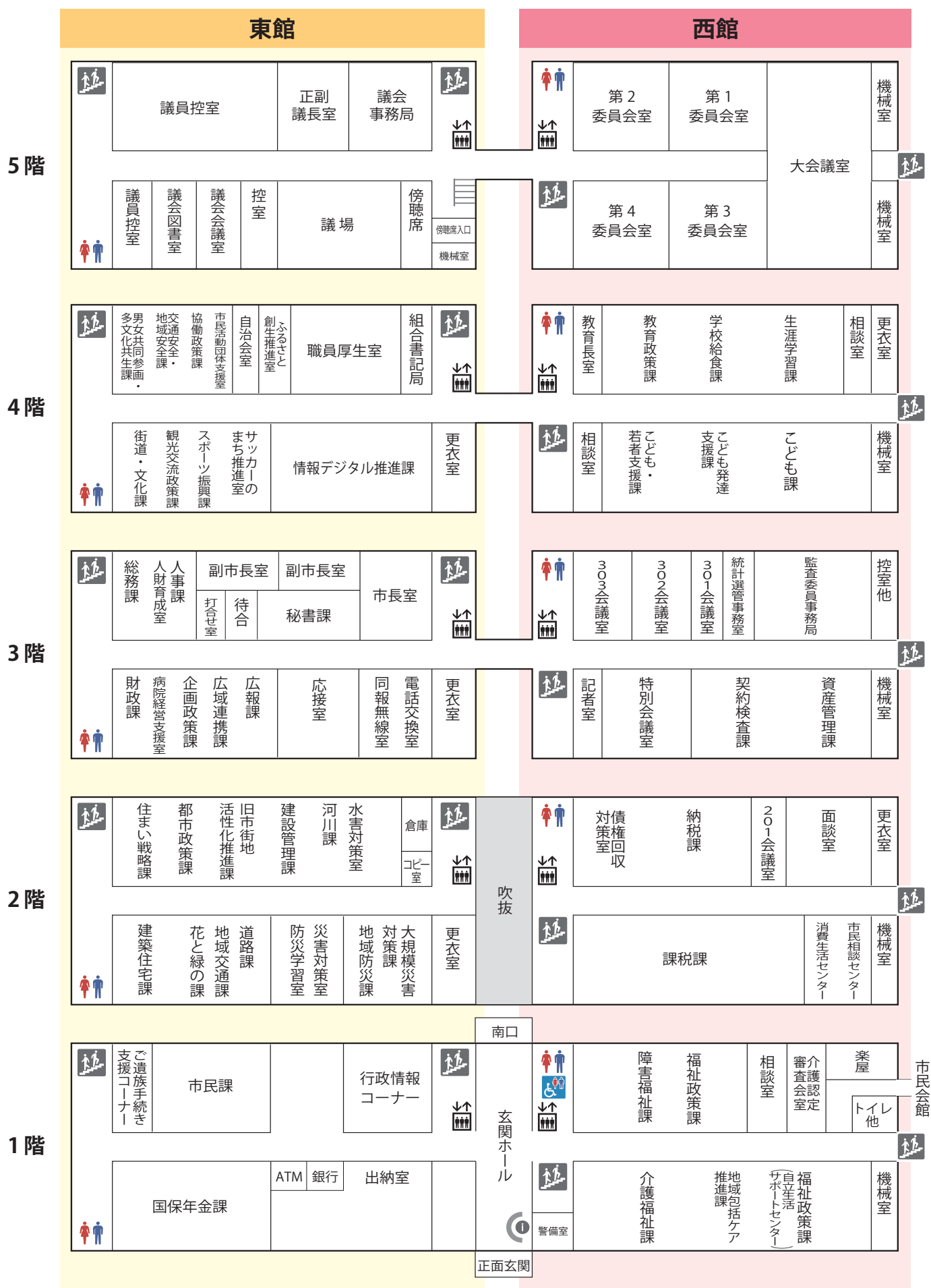
市役所での手続き一覧表

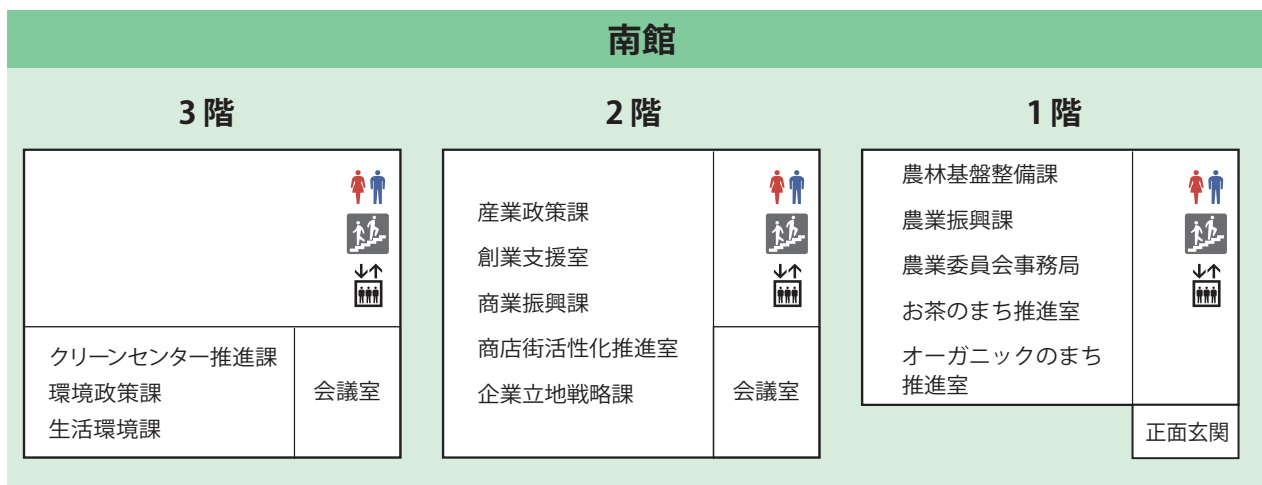
区分	対象者	主な手続き	担当課	参照ページ
住民登録	☒ 印鑑登録をされていた方	印鑑登録証をお返してください。	市民課 (東館1階) ☎ 643-3123	P 9
	☒ 住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードをお返してください。		
	☒ 個人番号通知カード又はマイナンバーカードをお持ちの方	相続等の手続きの際に個人番号が必要な場合があります。 一定期間保管の上、破棄してください。 市民課に返納していただくこともできます。		
保険	☒ 国民健康保険に加入されていた方	国民健康保険被保険者証又は資格確認書をお返してください。 葬祭を行った場合は喪主の方が葬祭費支給申請ができます。 ※場合により相続人代表者に関する届を提出していただくこともあります。	国保年金課 (東館1階) 国民健康保険税係 ☎ 643-3303 国民健康保険給付係 ☎ 643-3349 後期高齢者医療係 ☎ 643-3307	P10
	☒ 後期高齢者医療制度に加入されていた方	後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書をお返してください。 葬祭を行った場合は喪主の方が葬祭費支給申請ができます。 ※場合により相続人代表者に関する届を提出していただくこともあります。		P11
年金	☒ 国民年金を納付(免除等含む)したことがあり、年金を受給する前の方	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等のいずれかの手続きが必要な場合があります。	国保年金課 (東館1階) 国民年金係 ☎ 643-3143	P12
	☒ 国民年金(障害年金、遺族年金を含む)のみ受給されていた方	国民年金未支給請求、死亡届を提出してください。		
	☒ 厚生年金、共済年金を納付(免除等含む)したことがあり、年金を受給する前の方	年金事務所にご連絡ください。 なお、各共済組合への手続きが、別途必要な場合もあります。		
	☒ 厚生年金を受給されていた方	年金事務所にご連絡ください。		
	☒ 厚生年金と国民年金の二つを受給されていた方			
	☒ 厚生年金と共済年金の二つを受給されていた方	年金事務所にご連絡ください。 なお、各共済組合への手続きが、別途必要な場合もあります。		
	☒ 厚生年金、共済年金と国民年金の三つを受給されていた方			
☒ 共済年金を受給されていた方				

区分	対象者	主な手続き	担当課	参照 ページ
介護保険	☒ 介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお返してください。	介護福祉課 (西館1階) ☎ 643-3144	P13
障害	☒ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお返してください。 ・手帳の返還届を申請してください。	障害福祉課 (西館1階) ☎ 643-3294	P13
税金	☒ 市・県民税が課税されていた方	相続人代表者指定届出書を提出してください。	課税課 (西館2階) 市民税係 ☎ 643-3187	P14
	☒ 軽自動車等(原付・二輪車・小型特殊自動車・軽四輪等)を所有又は使用されていた方	名義変更(家族が使用する場合) 廃車申告(使用しない場合) ・原付及び小型特殊自動車・・・課税課 ・軽四輪・三輪自動車・・・軽自動車検査協会 ・軽二輪及び小型二輪・・・運輸支局 ※車両によって手続先が異なりますので、 所有の車両をご確認ください。	課税課 (西館2階) 諸税・法人係 ☎ 643-3276	P14
	☒ 固定資産を所有されていた方	相続人代表者指定届出書を提出してください。	課税課 (西館2階) 家屋・償却資産係 ☎ 643-3279 土地係 ☎ 643-3292	P15
	☒ 共有の固定資産を所有されていた方	代表者が亡くなられた場合は、共有代表者届出書を提出してください。		
	☒ 未登記建物を所有されていた方	所有者を変更する場合は、未登記家屋所有者名義変更届を提出してください。		
	☒ 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税を口座振替されていた方	口座振替停止及び変更の届出をしてください。	納税課 (西館2階) ☎ 643-3332	P16
こども	☒ 20歳未満の子を監護・養育していた方	ひとり親家庭等の支援制度・児童手当等の手続が必要な場合があります。	こども・若者支援課 (西館4階) ☎ 643-3241	P17
	☒ 保育所・幼稚園等に通っている未就学児の保護者	こども課までお問い合わせください。	こども課 (西館4階) ☎ 643-3325	
	☒ ひとり親家庭で義務教育就学中の児童・生徒を監護・養育していた方	教育政策課までお問い合わせください。	教育政策課 (西館4階) ☎ 643-3271	

区分	対象者	主な手続き	担当課	参照ページ
農業	☒ 農業者年金をかけていたことがあり、年金を受給する前の方	詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。	農業委員会事務局 (南館1階) ☎ 643-3269	P18
	☒ 農業者年金をかけている方	農業者年金死亡届、未支給年金請求、又は死亡一時金請求の届出を住所地の近くの農協支店に提出してください。		
	☒ 農業者年金を受給されていた方			
	☒ 農地を所有されていた方			
森林	☒ 森林を所有されていた方	農林基盤整備課までお問い合わせください。	農林基盤整備課 (南館1階) ☎ 643-3350	P18
上下水道	☒ 水道・下水道・農業集落排水処理施設を使用しなくなった場合又は、ご親族などが引き続き使用する場合	水道料金お客さまセンターへ届け出てください。	水道料金お客さまセンター ☎ 646-4111	P19
	☒ 受益者負担金が賦課されている方で、名義変更を希望する場合	下水道課までお問い合わせください。	下水道課 ☎ 644-1181	
	☒ 地域污水处理施設を使用していた方で、使用中止又はご親族などが引き続き使用する場合 (オレンジタウン・三輪向原・三輪清水・岡部台・田園の5団地)			
市営住宅	☒ 市営住宅の名義人の方	建築住宅課までお問い合わせください。	建築住宅課 (東館2階) ☎ 643-3481	P20
	☒ 市営住宅の同居人の方	市営住宅入居者等異動届の提出をしてください。(用紙は建築住宅課にあります。)		
犬猫	☒ 犬・猫の飼い主として登録している方	所有者変更届出書の手続きをしてください。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。	生活環境課 (南館3階) ☎ 643-3681	P21
図書館	☒ 図書館利用者カードの交付を受けている方	図書館利用者カードをお返しください。	図書課 ☎ 636-4800	P21

庁舎案内図





市役所での主な手続き

1. 住民登録に関する手続き

◇ 印鑑登録証（カード）の返納

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証(カード)を返納してください。

◆ 持ち物

故人の印鑑登録証

◇ 住民基本台帳カードの返納

故人が住民基本台帳カードを作成していた場合、返納してください。

◆ 持ち物

故人の住民基本台帳カード

◇ マイナンバーカード又は個人番号通知カードについて

相続等の手続きの際に個人番号が必要な場合があります。一定期間保管の上、破棄してください。

市民課に返納していただくこともできます。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課(東館 1 階)

電話番号 054-643-3123

2. 国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

◇ 各種証の返納（お持ちの方のみ）

- ・ 故人の「被保険者証」、「資格証明書」又は「資格確認書」
- ・ 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証

◇ 相続人代表の届出

故人あての通知、還付金等の受取をする方の届出をしてください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国保年金課 国民健康保険税係
電話番号 054-643-3303

◇ 葬祭費の支給申請

葬祭を行った方に対して 50,000 円が支給されます。

◆ 持ち物

- ・ 喪主の印鑑(朱肉を使うもの)
- ・ 喪主(葬祭執行者)の分かる書類(会葬礼状、会葬のご案内、葬祭費用の領収明細書)
- ・ 喪主の振込先口座が分かるもの(預金通帳等)

※申請者は原則喪主となります。代理受領をする場合、委任状が必要になります。

◆ 期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

◇ 高額療養費等の申請及び振込口座の変更

◆ 持ち物

- ・ 申請者(相続人代表)の通帳
- ・ 申請者(相続人代表)の印鑑(認印)

◆ 期限

診療年月の翌月1日から2年以内

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国保年金課 国民健康保険給付係
電話番号 054-643-3349

3. 後期高齢者医療制度の手続き

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。

◇ 各種証の返納

- ・ 故人の「被保険者証」又は「資格確認書」等
- ・ 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(交付されている場合)

◇ 葬祭費の支給申請

葬祭を行った方に対して 50,000 円が支給されます。

◆ 持ち物

- ・ 喪主(葬祭執行者)の分かる書類(会葬礼状、会葬のご案内、葬祭費用の領収書等)
- ・ 喪主の振込先口座が分かるもの(預金通帳等)

※申請者は原則喪主となります。代理受領をされる場合、委任状が必要になります。

◆ 期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

◇ 相続人代表の届出

故人の医療給付、保険料等に関する相続人代表となる方の届出をしてください。

◆ 持ち物

- ・ 相続人代表者の通帳
- ・ 届出人の本人確認書類

※還付金・高額療養費等該当した場合のみ後日支給します。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国保年金課 後期高齢者医療係
電話番号 054-643-3307

4. 年金の手続き

◇ 未支給年金の請求

故人が年金受給者の場合、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求等の手続きができる場合があります。

○年金受給者である故人と生計を同じくしていた

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

◆持ち物

- ・請求者のマイナンバーカード又は、マイナンバー通知カード(記載事項に変更のないもの)
- ・請求者の戸籍謄(抄)本等の書類(故人と請求者の続柄が確認できるもの)
- ・死亡診断書の写し
- ・請求者の通帳
- ・故人の年金証書
- ・窓口に来る方の本人確認書類

※請求者の状況により持ち物は変わります。

◆期限

亡くなられた日から5年以内

◇ 国民年金の手続き

国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が死亡したとき
国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国保年金課 国民年金係
電話番号 054-643-3143

5. 介護保険の手続き

故人が65歳以上又は介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。

◇各種証の返納

- ・故人の介護保険被保険者証
- ・交付されている場合、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

◇相続人代表の届出

故人あての通知、還付金等の受取をする方の届出をしてください。

◆持ち物

- ・相続人代表者又は届出人の本人確認書類
- ・相続人代表者の通帳

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

介護福祉課（西館1階）

電話番号 054-643-3144

6. 障害福祉の手続き

◇各種障害者手帳の返納

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

◆持ち物

- ・所持されている手帳
- ・届出人の印鑑

◇その他

故人が重度障害者(児)医療費助成金受給者証など、障害に関するサービスを利用されていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

障害福祉課 障害福祉係

電話番号 054-643-3294

7. 税の手続き

◇住民税（市民税・県民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承されるため、相続人代表者指定届の提出をしてください。

◆持ち物

・相続人代表者又は届出人の本人確認書類

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくは、下記にお問い合わせください。

住民税についてのお問い合わせ

課税課 市民税係 電話番号 054-643-3187

所得税・相続税についてのお問い合わせ

藤枝税務署 個人課税部門・資産課税部門 電話番号 054-641-0680

◇軽自動車税（種別割）

原動機付自転車等や軽自動車等を所有又は使用されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。原動機付自転車等の手続きについては、下記にお問い合わせください。

なお、軽四輪・三輪自動車の手続きは軽自動車検査協会、125cc 超の二輪車の手続は運輸支局で行っていただく必要がありますので、各機関にお問い合わせいただくか、各販売業者へお問い合わせください。

原付（125cc 以下）・特定小型原付・小型特殊自動車・ミニカーについてのお問い合わせ

課税課 諸税・法人係 電話番号 054-643-3276

125cc を超える二輪車についてのお問い合わせ

静岡運輸支局 電話番号 050-5540-2050

軽四輪・三輪自動車についてのお問い合わせ

軽自動車検査協会 電話番号 050-3816-1776

◇ 固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有していた方が亡くなられた場合、下記の届出が必要になります。

・相続人の代表者の指定(変更)届出書

※相続が完了するまでの間、通知等の送付先を指定する届出です。土地や登記済建物の名義を変更する際は、法務局へ所有権の移転の登記申請をしてください。

・共有代表者届出書(共有名義の資産の代表者であった場合)

・未登記家屋所有者名義変更届

※登記簿に記載のない「未登記建物」について所有者を変更(売買・相続等)する場合は、ご提出ください。賦課期日(毎年1月1日)までにご提出いただければ、翌年度より新所有者様に賦課させていただきます。

令和6年4月より相続登記の申請が義務化されましたのでご注意ください。(28ページ参照)

◇ 未登記建物であるかの確認方法

固定資産税の納税通知書に同封した固定資産税・都市計画税課税明細書「③家屋番号」の欄が空欄の場合は未登記建物の可能性があります。登記建物は、「③家屋番号」の欄に数字が表示されます。

固定資産税・都市計画税 課税明細書

納税義務者	藤枝 太郎	納税管理人	1枚目 3枚中	
			世帯番号	通知番号
資産区分	① 土地又は家屋の所在地	③ 家屋番号	⑦ 前年度課税標準額(円) (上段:固定 下段:都計)	⑨ 課税標準額(円) (上段:固定 下段:都計)
	② 地目(住宅区分)又は家屋種類・構造	④ 建築年次 ⑤ 地積又は床面積(m ²)	⑧ 軽減税額(円)	⑩ 差引税相当額(円)
家屋	岡出山1丁目11-1	未登記		35,000
	物置 軽量鉄骨造 スレート 平屋建	昭和55年 9.16		35,000
		35000	0	595
家屋	岡出山1丁目11-1	登記		150,000
	居宅 木造 瓦 2階建	昭和10年 100.00		150,000
		150,000	0	2,550

固定資産税についてのお問い合わせ

課税課 家屋・償却資産係

電話番号 054-643-3279

土地係

電話番号 054-643-3292

相続登記についてのお問い合わせ

静岡地方法務局 藤枝支局

電話番号 054-641-1158

◇口座振替をされていた方

口座振替停止及び変更の届出をしてください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

納税課 管理係

電話番号 054-643-3332

◇故人宛の督促状、催告書があった場合

故人宛の督促状、催告書などが確認されたときは、下記までお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

納税課 収納係、徴収対策係

電話番号 054-643-3122

債権回収対策室 債権回収係

電話番号 054-643-3186

MEMO

8. 亡くなられた方に児童がいる場合の手続き

◇ひとり親家庭等の支援制度・児童手当等の手続き

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、20歳未満のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

こども・若者支援課 家庭支援給付係
電話番号 054-643-3241

◇保育所・幼稚園等に通っている未就学児がいる場合

給付認定申請書等の内容や保育料に変更が生じる場合がありますので、下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

こども課 保育推進係
電話番号 054-643-3325

◇ひとり親家庭で義務教育就学中の児童・生徒を監護・養育していた場合

小・中学生のお子様の保護者が亡くなられた場合は、今後の養育者の確認及び代表保護者の変更が必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

教育政策課 学校教育係
電話番号 054-643-3271

9. 農業関係の手続き

◇ 農業者年金について

農業者年金死亡届、未支給年金請求、又は死亡一時金請求の届出を住所地の近くの農協支店に提出してください。

◆ 持ち物

- ・ 死亡者の農業者年金被保険者証
- ・ 農業者年金証書
※紛失の場合は、届出する農協の窓口で御相談ください。
- ・ 死亡確認ができる戸籍又は除籍の謄本
- ・ 請求者の印鑑(認印)
- ・ 請求者の預金通帳
- ・ 請求者と死亡者の関係を証明する戸籍又は除籍の謄本

◇ 農地の相続について

故人が農地(田・畑)を所有していた場合には、新たに所有者になれる方の届出をしてください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局
電話番号 054-643-3269

10. 森林の手続き

故人が森林の土地を所有していた場合、新たに所有者になれる方の届出をしてください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農林基盤整備課 森林整備係
電話番号 054-643-3350

11. 上水道・下水道の手続き

◇ 名義変更する場合

死亡により上水道・下水道・農業集落排水処理施設を使用しなくなった場合又は
ご親族などが引き続き使用する場合には、届出が必要です。下記に電話にてご連絡
ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

水道料金お客さまセンター
電話番号 054-646-4111

◇ 受益者負担金が賦課されている方の手続き

受益者負担金が賦課されている方で、名義変更を希望される場合には届出が必要
です。下記に電話にてご連絡ください。

◇ 地域汚水処理施設を使用していた方の手続き

オレンジタウン・三輪向原・三輪清水・岡部台・田園の5団地にお住まいの方で、
死亡により使用を中止する場合には、ご親族の方の届出が必要です。また、継続
して使用する場合には、ご親族の方もしくは実際に使用される方へ名義変更の手
続きが必要です。下記に電話にてご連絡ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

下水道課
電話番号 054-644-1181

MEMO

12. 住宅関係の手続き

◇市営住宅入居者が死亡したとき

故人が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築住宅課へお問い合わせください。

◆必要な手続き

どなたがお亡くなりになったかにより、手続きが異なります。

(1)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※

(2)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

住宅を明渡す手続き

(3)入居名義人の方以外が亡くなった場合

異動の手続き

◆持ち物

・認印

・亡くなられた方の住民票(除票)

※入居承継申請については、承継できない場合があります。

承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

建築住宅課 市営住宅係

電話番号 054-643-3481

MEMO

13. 犬猫の手続き

◇ 飼い主変更について

故人が犬や猫を飼っていた場合、飼い主変更の手続きが必要です。所有者変更届出書を提出してください。生活環境課への電話での受付も可能です。

また、犬や猫にマイクロチップを装着している場合は、飼い主変更の手続きを「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト

(環境省)で行ってください。



犬と猫のマイクロチップ
情報登録環境大臣指定登録機関
<https://reg.mc.env.go.jp/>

◆ 持ち物

- ・愛犬手帳(登録番号や狂犬病予防注射の番号が分かるもの)
- ・愛ねこ手帳(登録番号が分かるもの)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

生活環境課

電話番号 054-643-3681

14. 図書館の手続き

◇ 図書館利用者カードの返納

お近くの図書館に届け出てください。

◆ 受付窓口

駅南図書館 054-636-4800

岡出山図書館 054-643-3489

岡部図書館 054-637-9400

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

図書課

電話番号 054-636-4800

市民相談センターの各種相談窓口

054-643-3318（相談時間：9時～16時）

※相談者は藤枝市民に限ります。

※相談料は無料です。土・日・祝日・年末年始の休日は行いません。詳しい日程は、毎月の広報ふじえだをご覧ください。

※電話で事前にご相談ください。

名称	とき		相談対象	相談員
一般相談	月曜～金曜日	9時～16時	日常生活や家庭での心配事・悩み事などの一般的な相談	一般相談員
よろず相談	第2水曜日	13時30分～16時 ※受付13時30分～15時 (混雑状況によっては、受付終了時間を早める場合があります。)	日常の悩み・心配事の相談	よろず相談員
法律相談	第1水曜日	13時～16時 ※予約制 1枠30分	民事上の法律問題全般の相談(予約制) ※予約時内容確認有	弁護士
	第2・3・4水曜日	9時～12時、 13時～16時 ※予約制 1枠30分		
税務相談	第2火曜日 (3月除く)	13時～15時30分 ※予約制 1枠30分	所得税・相続税・贈与税などの税の相談(予約制)	税理士
相続相談	第1金曜日	9時～12時 13時～16時 ※予約制 1枠30分	贈与・不動産登記など相続全般の相談(予約制)	司法書士
遺言等公正証書相談	奇数月 第4火曜日	13時40分～15時40分 ※予約制 1枠30分	遺言書や約束事の証書などの相談(予約制)	公証人

消費生活センターの各種相談窓口

054-643-3305（相談時間：9時～16時）

※相談者は藤枝市民に限ります。

※相談料は無料です。土・日・祝日・年末年始の休日は行いません。詳しい日程は、毎月の広報ふじえだをご覧ください。

※電話で事前にご相談ください。

名称	とき		相談対象	相談員
消費生活相談	月～金曜日	9時～16時	商品やサービスの契約・悪質商法などの相談、クレジットや消費者金融などの債務相談	消費生活相談員
多重債務相談	第2・4金曜日	13時～15時 ※予約制 1枠30分	多重債務(借金)の相談(予約制)	弁護士

市役所以外での主な手続き一覧表

	主な手続きの種類	手続き窓口	電話
国・県等への手続き	☒ 運転免許証の返還	藤枝警察署	054-641-0110
	☒ 普通自動車・大型バイクの名義変更・廃車等	静岡運輸支局	050-5540-2050
	☒ 県営住宅に入居中の方	静岡県住宅供給公社 住宅サービス課	054-255-4824
	☒ 県税関係	藤枝財務事務所	054-644-9116
	☒ 雇用保険（失業保険）受給中の方	ハローワーク焼津 （焼津公共職業安定所）	054-628-5155
	☒ 所得税・相続税等 ☒ 個人事業主	藤枝税務署	054-641-0680
	☒ 相続登記	静岡地方法務局藤枝支局	054-641-1158 ※音声ガイダンス2番
	☒ 相続放棄の申し立て	静岡家庭裁判所 島田出張所	0547-37-1630
	☒ 遺言書の検認・開封		
官公庁以外への手続き	☒ クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。	
	☒ 生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。	
	☒ 電気・ガス・電話などの清算・名義変更	領収書等に記載されている会社にお問い合わせください。	
	☒ 預金のお手続き等	金融機関にお問い合わせください。	
	☒ 株式の名義変更	証券会社にお問い合わせください。	
	☒ 固定電話の契約継承・解約	NTT 西日本にお問い合わせください。	
	☒ 携帯電話の名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。	
	☒ インターネットの名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。	
	☒ NHK 受信料の名義変更・解約	NHK にお問い合わせください。	

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税に関する証明書等）があるため、各手続き窓口にお問い合わせをいただいてから、市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

※戸籍謄本等については、申し出により原本を返却される場合がありますので、各手続き窓口にご確認ください。

その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

詳しくは故人が働いていた勤務先にお問い合わせください。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票、請求者の預貯金通帳 ※状況により持ち物は変わります。 〈手続先〉 年金事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給される場合があります。

◇ 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。
 詳しくは税務署にお問い合わせください。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書 または、適格請求書発行事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。 ※消費税の免税事業者は提出する必要はありません。
個人事業の開業・廃業等届出書	1カ月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。相続人になる方が、故人の本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要」と請求してください。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		<プラスの財産> 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、その自治体で、課税対象としている不動産の全てを知ることができます。 <マイナスの財産（借金）> <u>被相続人に生前の借金があると思われる場合、市消費生活センター（P22）へお問い合わせください。</u>

	項目	期日	備考
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)	すみやかに	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +600万円×法定相続人の数

備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。
また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い
がまとまった



遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要（※）

早期に遺産分割を
することが困難



相続人申告登記
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**マンガ**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



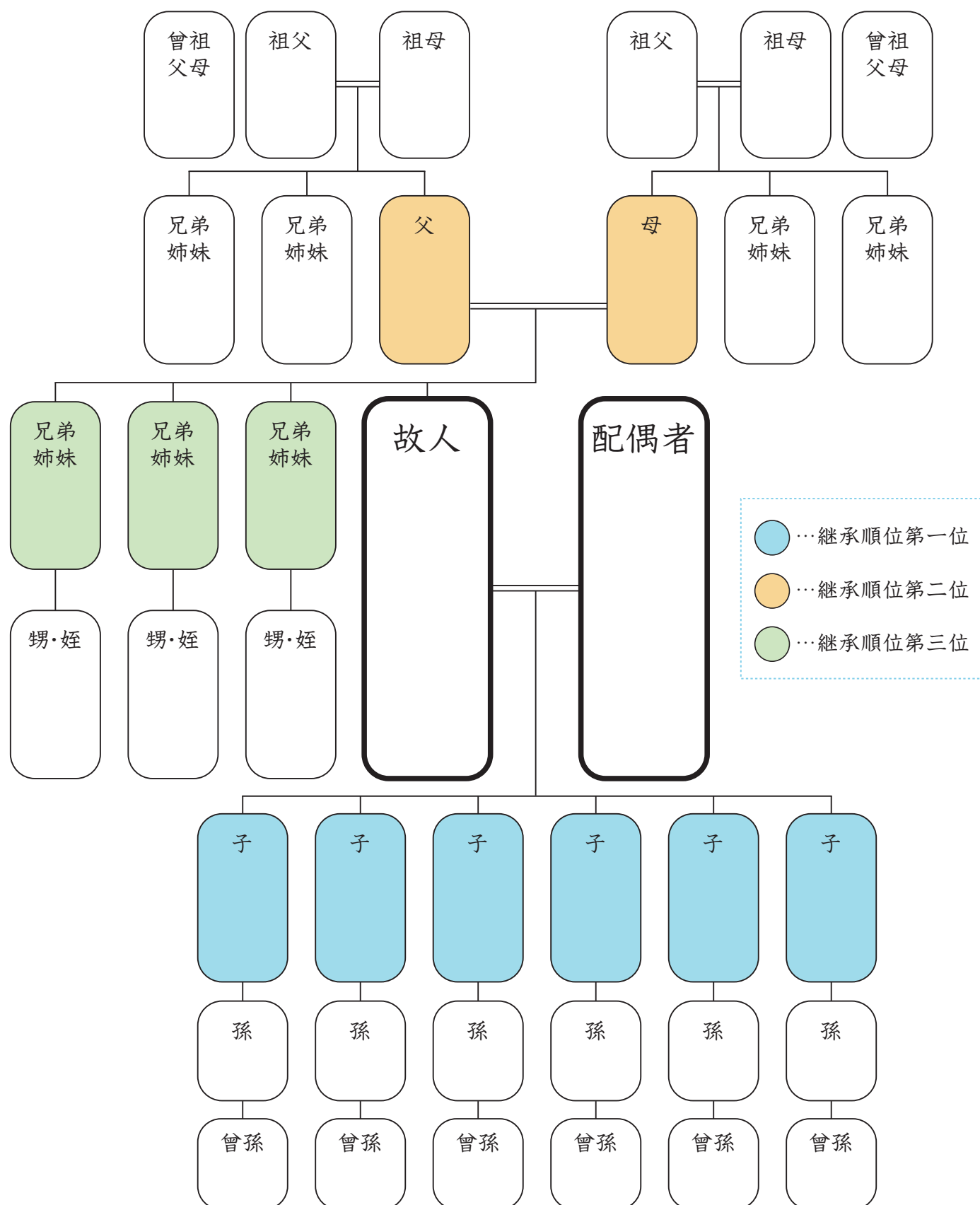
不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

MEMO

◇ ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

ご遺族手続き支援コーナーのご案内

市役所での死亡届後の手続きを支援させていただきます。

予約制となりますので、ご利用の際は、ご遺族手続き支援コーナーまでご連絡ください。

予約専用電話	054-645-4140 ^{よいしえん}
予約受付時間	平日 8時半～17時
コーナー利用時間	平日 9:00～10:00 10:30～11:30 13:10～14:10 14:20～15:20 15:30～16:30

※1日最大5回、各回1時間程度のご利用となります。

※ご予約の電話より2営業日後からご利用いただけます。

コーナー受付場所	藤枝市役所 東館1階 市民課
利用対象者	藤枝市に住民登録があった方のご遺族
持ち物	34ページをご覧ください。

※電話予約をお願いします。(ご希望の日時にご予約いただけない場合があります。)

※内容によっては、全てのお手続きが一度で終わらない場合もありますが、できるだけご負担が少なくなるようお手伝いさせていただきます。

(例：相続人代表者が決まっていない場合等)

※コーナーの利用状況により、ご予約いただいた方もお待ちいただく場合もありますがご理解願います。

※直接各担当窓口に行って手続きをしていただくことも可能です。

ご遺族手続き支援コーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、下記の内該当するものをお持ちください。

ご遺族のもの

- ☐ 認印(相続人代表、喪主)
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
 - ※マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
 - ※被保険者証(健康保険、介護保険)、年金手帳 など
- ☐ 預貯金通帳(相続人代表、喪主)

亡くなられた方のもの

- ☐ 住民基本台帳カード(作成されている場合)
- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 死亡診断書のコピー
- ☐ 国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者証又は資格確認書
 - ※国民健康保険の世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証又は資格確認書
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
- ☐ ★葬祭を行なったこと及び喪主が確認できるもの(会葬礼状、葬祭の領収書等)
 - ※国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されていた方が亡くなられて葬儀を行った場合葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 重度障害者(児)医療費助成金受給者証
- ☐ 納税通知書など通知番号の分かるもの
- ☐ 原動機付自転車ナンバープレート、原動機付自転車標識交付証明書
- ★以外のものは、無くされた場合など、お持ちいただけなくてもご案内しています。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言(検認済のもの))をお持ちください。

死亡届後の手続きに関するよくある質問

Q 1：死亡届を提出した後、何をしたらよいですか？

A：多くの方の場合、市役所での手続きが必要です。（詳細は5ページ以降をご覧ください。）

「ご遺族手続き支援コーナー」を利用していただくか、ご自身で関係課で手続きしていただきます。市役所での手続き以外にも、年金事務所等への手続きが必要な場合もあります。（下記、Q 3を参考にしてください。）

Q 2：市役所での死亡届後の手続きは、いつまでにしなければなりませんか？

A：多くの市役所での手続きは「速やかに」と定められています。葬祭費の申請は、葬祭日の翌日から「2年以内」、年金の手続きは、死亡から「5年以内」となります。期間が定められている手続きは、葬祭等が終わりましたら、お早目に行ってください。

Q 3：年金の手続きはどこで手続きしたらよいですか？

A：市役所（国保年金課 国民年金係）又は、年金事務所、共済組合となります。
※亡くなられた方によって手続きの場所が異なりますので、不明な場合は国保年金課へお問い合わせください。（国保年金課 国民年金係：054-643-3143）

※年金事務所での手続きは、予約制ですのでご注意ください。（予約受付専用電話：0570-05-4890）

Q 4：市役所での手続きのうち、1回で済まない手続きはありますか？

A：課税課や農業委員会、農林基盤整備課での手続きの一部は、相続登記後の手続きが必要となります。（相続登記前の場合、用紙をお渡しします。）
葬祭費の支給申請は、葬祭を行った後に手続きしていただきます。
印鑑、会葬礼状等の忘れ物があると、後日ご来庁いただく場合がございます。

Q 5：死亡の記載がある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A：死亡届の届出地・本籍地が藤枝市の場合は、死亡届を届出されてから約1週間前後（閉庁日含まない）で取得可能です。届出地・本籍地が藤枝市以外の場合は、死亡届を届出されてから約1か月前後で取得可能です。届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。

MEMO

発 行 藤 枝 市
編 集 ／ 制 作 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
発 行 年 2025 年 4 月 作 成

